地第714号
令和７年９月30日

各所属長　殿

岐阜県警察本部長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱について（通達）

交番・駐在所連絡協議会については、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」（平成７年10月26日付け地発第570号。以下「旧要綱」という。）により運用しているところであるが、この度、署情に応じた運用が可能となるよう、所要の見直しを行新たに別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」を制定し、令和７年10月１日から施行することとしたので、適正に運用されたい。

なお、旧要綱は廃止する。

別紙

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

第１　趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運用を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第２　連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第３　連絡協議会の設置及び組織

１　連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。

２　連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。

３　委員は、地域の実情に精通し、かつ、所管区内の住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。

４　委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。

５　委員の任期はおおむね２年とし、再任を妨げないものとする。

６　運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。

また、警察署長は、交番所長等を運営責任者として指定するものとする。

７　運営担当者は、随時委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。

８　運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第４　単位連絡協議会

１　第３の１の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割し、又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

２　第３の２から８までの規定は、１の単位連絡協議会について準用するものとする。

第５　職種等連絡協議会

１　職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場

合は、第３の１又は第４の１の連絡協議会のほかに、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

２　第３の２から８までの規定は、１の職種等連絡協議会について準用するものとする。この場合において、第３の３中「職業、年齢、性別等を考慮して幅広く」とあるのは、「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

第６　会議の開催

１　連絡協議会（第４の１又は第５の１に定める連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

２　定期会議は、年１回以上開催するものとする。

３　臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要が生じた場合に随時開催するものとする。

４　会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

５　会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第７　連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

第８　留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる点に配意して、真に実効が上がるよう努めるものとする。

１　警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置を講ずること。

２　１に定めるもののほか、警察署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議に参加、支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

附　則（令和７年９月30日付け地第714号）

この要綱は、令和７年10月１日から施行する。